2025 Membership Ballot Proposals

提案 1 - 規約 14.2 および規約 17.4 の改正(猫種の健康問題)

理由 (Rationale):

この提案は、TICAの猫の健康と福祉の向上という使命に沿ったものであり、各猫種/猫種グループ委員会の職務に「繁殖プログラム」の策定および維持の義務を追加するものです。この追加養務は、科学的知識の進展を活用し、猫種ごとの健康リスクを特定し、繁殖前にブリーダーへ情報を提供することを目的としています。

これらの規則改正は、猫種間の健康上の懸念の違いを認識しつつ、遺伝的多様性を保つことを試みるものです。また、これらの変更は各猫種委員会が個別にその猫種の健康上の懸念を判断し、 それに応じた猫種固有の健康検査について助言する権限を持つこととし、ブリーダーが交配の選択において最も適切な判断を下せるようにするものです。

【賛成意見(PROs)】

- ・繁殖プログラムは、新規ブリーダーが健全な 繁殖活動を始めるための貴重なリソースとな り、経験豊富なブリーダーに対しても最新の知 見を提供できる。
- ・TICA が猫の健康と福祉に対して積極的に取り組んでいることを示せる。

【反対意見 (CONs)】

- ・追加文書の作成はボランティア作業を増やすこなるため、猫種委員会メンバーへの立候補をため 要因となり得る。
- ・5年ごとの更新を要することで、委員会が適時 新を行っているか追跡する必要が生じ、事務局(に追加業務や自動化の必要が出る可能性がある。
- ・委員会が活動していない猫種/グループでは、 やってこの要件を満たすかが不明確。

【規約 14.2 の改正案】

14.2 職務:

各猫種/猫種グループセクションのメンバーは、その猫種/猫種グループの支援を行い、「繁殖プログラム」および包括的なスタンダードを策定する責任を負う。

各セクションのメンバーは、少なくとも5年に1度、繁殖プログラムの健康セクションを見直 し、必要に応じてスタンダードまたは繁殖プログラムの修正案を提出する責任を負う。

この改正案が会員により承認された場合、以下のようにスタンディングルール 104.2.1 を追加する:

104.2.1 繁殖プログラム (Breeding Program)

繁殖プログラムは、新米・経験者を問わずすべてのブリーダーにとって貴重なリソースであり、健康およびタイプに基づく繁殖のガイドラインを提供する。

各プログラムには、猫種におけるアウトクロスの方針、遺伝的多様性を考慮した健康セクション、 必要に応じた猫種固有の健康検査要件が含まれる。

主な目的は、適切に管理された室内猫の健康と福祉に悪影響を及ぼすことが科学的に確認されている遺伝的問題を特定・管理・軽減することである。

他のセクションには、猫種の歴史や猫種セミナーに関する包括的な説明などが含まれてもよい。 この説明では、極端な特徴を強調せず、バランスと一貫性を持った理想的な猫種個体の育成を促進 する。

104.2.1.1

最初の繁殖プログラムは、2030年の年次会議または最初のスタンダード改正時のいずれか早い時点までに完成されるものとする。

ただし、活動中の猫種委員会が存在しない場合は、猶予が与えられる場合がある。

104.2.2 各猫種/猫種グループセクションは、少なくとも3年に一度、猫種/猫種グループセミナーを開催することが強く推奨される。

【規約 17.4 の改正案】

17.4 猫種委員会の職務:

猫種委員会は、猫種/猫種グループセクションの正当な有権メンバーから提出された猫種スタンダードの改正、削除、修正案に関して、セクションの代表を務める責任がある。

委員会に提出されたすべての提案は、遺伝学委員会および規則委員会に送付する前に、委員会の 過半数によって承認されなければならない。

猫種委員長は、承認された提案を、承認から5日以内に前述の委員会に送付する責任を負い、承認されなかった提案は、提出者に返却するものとする。

個々の委員会メンバーは、これらの委員会または関係者に提出される提案にコメントを添えることができる。

遺伝学および規則委員会の承認を得た提案は、規約 118.2 に従って猫種/猫種グループセクションの投票に付されなければならない。

17.4.1 猫種委員会は、繁殖プログラムの変更においても、猫種スタンダードの変更と同じプロセスを使用するものとする。

※この提案が会員投票で承認された場合、17.4 は提案 2 との整合性および番号重複を避けるため、再番号付けされるものとする。

提案 2 - 規約 17.4 (役員の職務:猫種委員会ニュースレター) の改正

理由 (Rationale):

TICA の猫種委員会は TICA の各猫種の管理者としての役割を担っており、猫種/猫種グループセクションのメンバーおよび理事会に対し、積極的な関与、情報提供、擁護を行うことが奨励されるべきです。

TICA の登録機関としての使命の一部は、多くの猫種を守ることであり、この使命には、新規ブリーダーへの指導や、猫種の継続的な健康と存続に向けて努力する知識豊富な組織体として、猫種委員会の役割を奨励することが含まれるべきです。

このニュースレターは、猫種委員会がそのセクションのメンバーやブリーダーに対して教育的役割を果たすための焦点のある手段を提供するものであり、TICAの今後数年間における中核的な目標の一つでもあります。

この改正を TICA の規約に明文化することで、会員に対し、猫種委員会のこの職務が重要な責務 であることを認識させ、委員会が猫種/猫種グループセクションのために最善を尽くすことを促します。

このルールは 2027 年 5 月 1 日より有効となり、最初の年次電子ニュースレターは 2027 年 6 月 30 日までに提出されなければなりません。

2026年の委員選挙に立候補する候補者は、この新ルールが採用された場合、自身の職務の一部となることを理解する必要があります。

【賛成意見 (PROs)】

- ・このようなニュースレターは、猫種セク ション/グループのメンバーにとって有益 である。
- ・教育活動(TICA の中核目標)を支援する。

【反対意見 (CONs)】

- ・追加の作業が、猫種委員会への立候補を ためらわせる可能性がある。
- ・非アクティブな委員会では何も発行されない。
- ・特に大きな猫種グループでは、配信ツールや発行頻度の追跡プロセスなど、適切なインフラが必要。

規約 17.4 の改正案:

17.4 猫種委員会の職務

17.4.1 代表責務:

猫種委員会は、猫種/猫種グループセクションの正当な有権メンバーから提出されたスタンダー ドの変更、修正、削除案に関して、セクションの代表としての責務を担う。

委員会に提出された提案は、委員会の過半数によって承認された後に、猫種委員長が遺伝学およ

び規則委員会に提出し、審査と承認を受ける。

委員長は、承認から5日以内に提案を上記の委員会に送付し、承認されなかった提案は提案者へ 返却する責任を負う。

個々の委員は、提出される提案にコメントを添えることができる。

遺伝学および規則委員会の承認を得た提案は、規約 118.2 に従って猫種セクションでの投票に付される。

17.4.2 猫種/猫種グループセクションのメンバーおよび理事会に対し、ボードにより策定されたスタンディングルールに従って、定期的に猫種に関する重要事項を通知すること。

この改正案が会員投票により承認された場合、現行のスタンディングルール 107.4 を 107.4.1 に 再番号付けし、以下を追加:

107.4.1

猫種委員会メンバーの投票は事務局により実施され、その結果は猫種委員長に報告される。

107.4.2

猫種委員会は、ショーシーズン終了後 60 日以内に、猫種セクション/グループのメンバーおよび理事会に対して、年次電子ニュースレターを提供することが強く推奨される。

このニュースレターの目的は、猫種に関連する最新情報、健康問題、法的問題、スタンダードの 改正、および教育的トピックをメンバーに周知することにある。また、登録および会員の傾向に 関する情報も盛り込むことができる。

この実施は2026/2027ショーシーズン終了時より開始される。

提案 3: 規約第 15条 (Recall / リコール) の改正

【提案の目的と背景】

この改正案は、TICA の規約が初めて作られてから 40 年以上が経過したことを踏まえ、組織の成長と現実に即した仕組みへ更新するためのものです。

特に以下の3点に焦点を当てています:

- 1. リコールの理由を明記 (無能力・不正行為・職務怠慢)
- 2. 実際に投票に参加する会員と名簿上の会員の乖離に対応(特に非アクティブなライフメンバーの存在)

3. リコール請願に必要な署名数を、実際の前回選挙での有効投票数に基づいて計算

【賛成意見 (PROs)】

- ・リコールの理由を明文化することで手続きの正当性と透明性が向上
- ・非アクティブな会員数を考慮した合理的 な手続き
- ・小規模な猫種セクションでもリコールが 現実的に可能となる

【反対意見(CONs)】

・地区ディレクター(Regional Director) のリコール開始に必要な署名数が下がる可 能性がある

【具体的な改正内容】

115.1 Recall Petition (リコール請願)

会員は、**会長、副会長、RD (Regional Director)、猫種委員 (Breed Committee) **の解任を請願できる

理由は「無能力(incompetency)」「不正行為(misconduct)」「職務怠慢(malfeasance)」に限定

該当するセクションで過半数の賛成があれば即時解任

115.2 Notice (通知)

リコール請願の意図を事務局(Executive Office)に提出

30 日以内に正式な請願書を提出し、即座に該当者へ通知と理由の提示

115.3 Signatures and Fee(署名と手数料)

※従来の「固定人数」から「前回選挙の投票数ベース」に変更

115.3.1 会長・副会長のリコール:前回選挙の投票数の 30%

115.3.2 RD のリコール:前回選挙の投票数の 60%

115.3.3 猫種委員のリコール:委員長選出選挙の投票数の80%(最大50署名まで)

■ 115.4 Publication and Ballot(公表と投票)

リコール請願とその理由は次のニュースレターに掲載

対象者の反論があれば次の号に掲載

コメントなしで投票用紙を送付。第13条の規定に基づき投票を実施

■ 115.5 Petition Form (請願書の様式)

すべてのリコール請願には以下が必要:

115.5.1 作成者の氏名(12pt 以上の太字で各ページ上部に明記)

115.5.2 ショー会場で署名を募る場合、以下の免責文を 12pt 以上の太字で記載:

「この請願は TICA 規約第 15 条に基づくものであり、ショー委員会の意見や主張を意味するものではありません。」

115.5.3 リコールに正当性を持たせる事実に基づいた証拠文書の提出が必要

提案 4:規約第 16 条(Initiative and Referendum / 会員発案・住民投票)の改正

【改正の背景と目的】

TICA の規約は 40 年以上前に制定されたため、現在の会員数の増加と運営体制の変化に合わせたアップデートが求められています。

この改正案では、会員が理事会を通さずに直接発案・住民投票を行えるプロセスに関し、以下の 点を改善しています:

- 1. 実際に運営に参加・投票している会員数と、名簿上の会員数の乖離への対応
- 2. ライフメンバー(長年連絡が取れず除籍されていない者)による会員数の過大評価の問題
- 3. 特定地域に偏らず、地理的多様性を確保した発案が行われるように調整

【賛成意見 (PROs)】

- ・手続き言語が簡潔に整理されている
- ・投票実態に即した署名基準に変更
- ・全会員の過半数による可決が必要という 基本原則は維持
- ・従来の3地域から、最低4地域の署名が必要になり、より多様性のある支持を必要とするようになった

【反対意見 (CONs)】

・会長選挙の投票数によっては、請願に必 要な署名数が減る可能性がある

【改正内容の詳細】

■ 116.1 会員発案 (Petition Membership Initiatives)

発案者が理事会を経由せずに、規約・ショールール・登録ルール・TICA の運営に関する事項を 会員の郵送投票に付すことができる

提案の可決後は、明記がない限り即時施行

■ 116.2 通知 (Notice)

投票提案の意思表示を事務局に通知

通知から30日以内に正式な請願書を提出

■ 116.3 公示と投票 (Publication and Ballot)

次回のニュースレターで請願提出と理由を公示

次号に反論・再説明も掲載可能

投票は、対象となる有権者すべてに送付

第13条の投票規定が適用される

■ 116.4 施行日 (Effective Date)

明記がない限り、過半数可決時点で即施行

■116.4 (改正後:署名と手数料) Signatures and Fee

※新設された署名基準:

116.4.1:署名は、直近の会長選挙の投票数の10%以上の会員によるもの

116.4.2:署名者の 25%以上が 1 つの地域に集中してはならない

■ 116.5 請願書の様式 (Form)

すべての請願書は以下を含む必要があります:

116.5.1:請願書の作成者の氏名を12ポイント以上の太字で各ページ上部に明記

116.5.2:ショーで署名を募る際には、以下の免責文を12ポイント以上の太字で記載:

「この請願は TICA 規約第 16 条に基づくものであり、ショー委員会がその内容を支持していることを意味しません。|

116.5.3:提案を裏付ける事実に基づいた文書証拠を添付する必要あり

提案 5:規約第 122.2.2 条「ショーに関する苦情」改正

【改正の目的と背景】

現行の規定では、ショーに関するすべての苦情に 10 営業日以内の提出期限が課されています。 しかしながら、実際には以下のような課題がありました:

スコアやタイトルポイントに影響しない苦情も 10 日ルールの対象とされてしまうため、却下されることがある

特にジャッジに関する苦情は、最初に審査委員会(Judging Committee)に提出され、正式な苦情として提出されるまでに時間がかかるケースが多い

この改正案は、10日ルールの適用範囲を明確化し、スコアやタイトルに影響する苦情のみにそ

の期限を適用するものです。

【賛成意見 (PROs)】

- ・スコアやタイトルに影響のある苦情のみが 10 日以内に提出すべきであることを明確化
- ・特に4月のショーの結果など、タイムセンシティブなスコア問題に迅速に対応できる
- ・スコアと無関係な苦情(例:ジャッジの 行動など)が却下される事態を防げる

【反対意見 (CONs)】

「スコアに影響する苦情かどうか」の判断 が曖昧になり、混乱を招く可能性がある

・一部の苦情が別の期限(122.2.1 条に定める一般苦情)に該当するのかの判断が難しい

【改正文案 (Bylaw 122.2.2)】

122.2.2 Show Protests/Complaints

ショーに関連して発生した、TICA 規則違反または不正行為を訴える苦情/異議申し立てで、<mark>当該ショーのスコアリングに影響を与える可能性があるもの</mark>は、証拠および所定の手数料を添えて、ショー終了後 10 営業日以内に書面で提出されなければならない。

苦情の写しはショー委員会にも送付すること。

理事会は、回答当事者に十分な対応期間があった場合に限り、次回の理事会で本条項に基づく苦情を審議する。

提案 6: ショールール 216.12.12 の追加 – DBE(Dominant Blue Eyes)猫の失格規定

【改正の背景と目的】

近年、従来知られていた遺伝子(カラー・ポイント遺伝子 cs、ホワイト遺伝子 W、白斑遺伝子 ws)によらずに青い目(ブルーアイ)を持つ猫たちが確認され始めました。ブリーダーたちは、この「非従来型の青い目」を持つ猫同士を交配し、たとえば「ブルーアイのブラックソリッド」など、これまで不可能とされていた表現型を実現しようとしてきました。

この青い目は**複数の支配遺伝子(Dominant Blue Eyes = DBE) **によって発現しており、遺伝

的に優性であるため広がりやすい特性です。

しかし、この DBE 形質は、先天的な感覚障害(とくに難聴)と強く関連していることが報告されており、交配および展示において大きな懸念材料となっています。交差眼、アンダーショット(下顎突出)、尾の欠陥などと同様に、遺伝的異常とみなされ、ショーからの失格理由とするべきという提案です。

【提案内容の要点】

「支配的な青い目 (DBE)」を持つ伝統 (Traditional) およびセピア (Sepia) カテゴリーに属する猫のうち、白 (ホワイト) を含まないソリッド/タビー/トーティー/シルバー/スモークで青またはオッドアイの猫を**失格 (DQ) **とする。

ただし、TICA 理事会によって承認されたスタンダードで明記されている場合は例外とする。

【新設ルールの文言 (Show Rule 216.12.12)】

216.12.12

ソリッドホワイトの猫を除き、Traditional または Sepia カテゴリーにおいて、ソリッド/トーティー/タビー/シルバーおよびスモーク部門で青い目またはオッドアイを持つ猫は、TICA 理事会承認のスタンダードに基づく場合を除き、失格とする。

【賛成意見 (PROs)】

- ・DBEという形質の取り扱いについて、 個別の猫種スタンダードに依存せずルール で包括的に定められる
- ・客観的かつ明確な基準がショー現場にお いて適用できるようになる
- ・感覚障害のリスクを持つ猫を公正な審査 の場から排除することで動物福祉にも配慮

【反対意見 (CONs)】

- ・ブルーアイを伝統的・セピア系統で認め たい猫種(白を伴わず)にとっては、スタ ンダードの変更手続きが必要になる
- ・一部のブリーダーにとっては表現型の制限と感じられる可能性がある

【補足】

このルールは「即時の繁殖禁止や登録拒否を意味するものではなく、あくまで"ショーでの失格" に限った内容」です。もし特定のブリードで DBE を容認したい場合は、スタンダード改正を TICA 理事会に申請する必要があります。

提案 7: ショールール 217.5.1、217.6.1、および クラーキングプログラム 54.2.4.2.5.1 の

改正

対象: Household Pet(HHP)部門の"Best of Color"リボン運用の明確化

【提案の背景】

TICA では、Household Pet(HHP)部門に「1位(First Place)」または「メリット賞(Merit Award)」を与えると規定されていますが、実際には「Best of Color」リボンをその代わりとして 運用してきました。

この慣習は長年にわたって行われているものの、ルール文言と実際の運用が異なることから、出 陳者の混乱を招いていました。

本提案は、HHP ブリード委員会により、現実の運用に即した形にルールを整理し、明文化することを目的としています。

【改正内容】

ショールール 217.5.1 (順位の付与)

各カラークラスにおいて、Best から Fifth Best of Color (1位から5位) までの順位を与える。

ショールール 217.6.1 (HHP 全体)

HHP (アダルト・キトン) には、Best of Color リボンを付与する。これは、1 位またはメリット賞を意味するものとする。

クラーキングプログラム 54.2.4.2.5.1

HHP には Best of Color リボンが与えられ、これは 1 位またはメリット賞を示すものであると明記。

【賛成意見 (PROs)】

- ・ルールと実際の運用の整合性が取れる
- ・クラブが「メリット賞」専用のリボンを 新たに用意する必要がなく、運営コストが 増えない

【反対意見(CONs)】

特になし

提案 8: ジェンダーニュートラルのためのショールール文言修正

【目的】

一部のショールールには、ジェンダーニュートラルの原則に基づく文言の見直しがなされていない箇所が残っています。

本提案は、それらの文言を現代的な言語使用(性別に中立な代名詞)に修正するものです。

【賛成意見 (PROs)】

2022年に実施された他のショールールの修正と整合性が取れる

TICA の包括性と現代的価値観への適合を 促進

【反対意見 (CONs)】

特になし

【改正内容】

下記の各ルールにある "his" を "their" に変更し、性別に中立な表現に置き換え:

24.3.1 (ジャッジの通知)

Before: "may withdraw his entries"

After: "may withdraw their entries"

210.3 (審査結果の開示)

Before: "where his entry(ies) have placed"

After: "where their entry(ies) have placed"

210.7 (個別審査の依頼)

Before: "shall not request that his entry(ies)"

After: "shall not request that their entry(ies)"

212.9 (ファイナルの進行)

Before: "remain within his time frame"

After: "remain within their time frame"

216.4.1 (扱えない猫の対処)

Before: "notation...in his judge's book"

After: "notation...in their judge's book"

216.6 (誤登録時の処置)

Before: "the judge shall mark his judge's book"

After: "the judge shall mark their judge's book"

【補足】

この改正は猫の審査方法には影響しないため、承認され次第すぐに発効可能。

提案9:チャンピオンシップ認定の取り消し(猫種または形質)に関する規則追加

【目的】

時間の経過や科学的知見の進展によって、特定の猫種や形質が猫の健康・福祉に重大な悪影響を与えることが明らかになった場合に、TICAがそのチャンピオンシップステータスを撤回できる仕組みを導入する。

【賛成意見 (PROs)】

健康上の深刻な問題が不可避な場合に、チャンピオンシップ対象から除外するための 強力かつ科学的根拠に基づく手続きを整備

理事会の4分の3(75%)以上の賛成が必要な高いハードルを設け、慎重な判断を保証

新たな科学的証拠により撤回の根拠が否定 された場合、同様の手続きを経てチャンピ オンシップ復帰も可能

【反対意見 (CONs)】

チャンピオンシップが取り消されても、その猫種が「登録専用(Registration-Only)」として TICA の血統登録下に残る限り、繁殖は続けられる可能性がある

商業目的の繁殖者にとっては「ショーに出 せるかどうか」が関心外である場合もある

【追加される登録規則 (Reg Rule 33.11)】

33.11.1

TICA の常設委員会または理事会は、チャンピオンシップ対象の猫種や形質において、たとえ適切に飼育された室内飼いの猫であっても健康と福祉を損なう問題が不可避であると判断された場合、そのチャンピオンシップステータスの撤回を提案できる。

33.11.2

撤回提案および証拠資料は、該当猫種委員会、遺伝委員会、規則委員会の各メンバーに、理事会での審議日の90日前までに送付されること。

33.11.3

撤回提案の意向は、理事会審議日の 120 日前までに TICA Trend 誌で公示し、コメントを募集すること。

33.11.4

撤回の判断基準(例):

健康や行動に関する悪影響の生物学的メカニズムの説明

有害影響を受ける個体の割合、重症度、生活の質、繁殖成績、寿命などの統計的分析

予防または軽減の可能性(検査法・交配法など)

査読付きの獣医学・科学誌に掲載された事例や研究報告

33.11.5

正式な証拠提示は、提案委員会の代表者により理事会で行われる。資料例:写真、統計、繁殖・ 健康レポートなど。

33.11.5.1

TICA 事務局に寄せられた意見は理事会 30 日前までに集約され、理事に共有される。該当猫種委員はこれに対する反論文を提出可能。

33.11.5.2

理事会は、撤回提案を承認・否認、または条件付き承認することができる。撤回には理事会のメンバーの4分の3以上の賛成が必要。

33.11.6

チャンピオンシップが撤回された場合でも、既存の登録番号・タイトルは維持される。以降、その猫種・形質は「登録専用(Registration-Only)」となり、復活まで永続的にその状態が続く。

33.11.7

撤回後、3年以上経過したうえで新たな証拠に基づく復帰申請が可能。申請には同様の手続き (33.11.1~33.11.4) を要し、理事会の4分の3以上の賛成で復帰が決定される。

33.11.7.1

申請者は、TICA 常設委員会、理事会、または 3 つ以上の地域からの最低 5 名の TICA 会員であること。

33.11.7.2

復帰申請は、前回の理事会決定から3年以上経過しない限り受理されない。